資料４

保育所利用調整基準等の変更について

Ⅰ　保育所利用調整基準等指数の変更について

項目を増設したことにより、指数の最高点を 10 点から 20 点に変更した。

１　基本指数（保護者の保育が必要な状況に応じた指数）

（１）居宅外労働

【現　行】
- 月 20 日以上の就労
- 月 20 日未満の就労

→

【変更後】
- 月 20 日以上の就労
- 月 16 日以上の就労
- 月 12 日以上の就労

現行は、月 20 日以上の就労または月 20 日未満の就労の２区分であるが、月 12 日以上の勤務（おおむね週３日）と月 16 日以上の勤務（おおむね週４日）ではお子さんを保育できない状況に差があることや国の調査（厚生労働省「毎月勤労統計調査」平成 22 年）でもパートタイム就労者の平均出勤日数は 15.8 日／月となっていることなどから、月 20 日未満の部分を月 16 日以上と月 12 日以上に分割した。

（２）居宅内労働（自営中心者・協力者）

【現　行】
- １日６時間以上の就労
- １日４時間以上６時間未満の就労

→

【変更後】
- １日７時間以上の就労
- １日６時間以上７時間未満の就労
- １日４時間以上６時間未満の就労

現行は、１日６時間以上の就労または１日４時間以上６時間未満の就労の２区分であるが、居宅外労働の時間区分に合わせて３区分とした。

（３）出産・疾病・心身障害者

①　長期入院

【現　行】
- １か月以上の入院

【変更後】
- 入院中・入院予定者（１か月以上）

※　入園月からの入院予定を含む

長期入院については１か月以上とする（変更なし）。現行、入院予定者については、入院期間等の記載されている書類を提出してもらい対応しているが、基準表に記載し明確化することとした。

②　心身障害者

【現　行】
- １級（度）、２級（度）
- ３級（度）
- ４級（度）

【変更後】
- 身体障害者手帳１～２級、愛の手帳１～３度、精神障害者保健福祉手帳３級以上
- 身体障害者手帳３級、愛の手帳４度
- 身体障害者手帳４級

現行は、１級（度）、２級（度）と３級（度）の区分とし、障害の種別によって手帳の写しを提出してもらい対応しているが、基準表に記載し明確化することとした。

（４）看護・介護（入院・通院・通所付添い）

【現　行】

入院等患者付添・施設通所等の長期付添
- 週３日以上
- 週３日未満

【変更後】

入院・通院・通所付添い
- 月20日以上かつ１日４時間以上
- 月16日以上かつ１日４時間以上
- 月12日以上かつ１日４時間以上

現行は、週３日以上または週３日未満の２区分であるが、居宅外労働の日数区分と合わせて３区分とした。

（５）求職（就労内定）

【現　行】
- １日７時間以上の就労
- １日４時間以上７時間未満の就労

【変更後】
- １日７時間以上の就労
- １日６時間以上７時間未満の就労
- １日４時間以上６時間未満の就労

現行は、１日７時間以上または１日７時間未満の２区分となっている。居宅外労働、居宅内労働において区分を細分化したため、求職（就労内定）も同様に細分化した。

（６）就学等（通学・通所）【新設】

現行、就学等は特例としているが、新制度の国基準案に合わせて就学のみの項目を新設した。

（７）特例（その他）

就学等を除き特例を設けた。児童養護など措置が必要なケースを想定している。

２　調整指数（該当する場合、基本指数に加算・減算を行う。）

（１）加算する項目（国基準の優先利用で示されている項目）

①　社会的養護が必要な場合（虐待やＤＶ）【新設】

②　ひとり親世帯

③　生活保護受給世帯

④　生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合【新設】

⑤　育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入園の場合【新設】

⑥　兄弟姉妹ともに入所を希望する場合【新設】

⑦　兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合

⑧　申込児を家庭福祉員に預けている場合【新設】

（２歳児クラス以降の加算は２歳児クラスの４月入園から適用）

⑨　申込児を地域型保育事業（家庭福祉員以外）の保育施設に預けており、３歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合【新設】

（３歳児クラスの４月入園から適用）

（２）加算する項目（区独自の項目）

①　就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を認証保育所に預けており、定員に制限があるといった理由から３歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合（３歳児クラスの４月入園から適用）【新設】

②　就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設（認証保育所除く）に申込締切日現在２か月以上有償（週３日以上かつ１日４時間以上の月極契約）で預けている場合【新設】

（３）減算する項目

① 転入予定者で住所（転入先）が確認できる不動産関係の契約書等がない場合【新設】

② 保育料の滞納が３か月以上ある場合（卒園児含む）【新設】

③ 保育料の滞納が６か月以上ある場合（卒園児含む）【新設】

※ ②,③は、滞納していることに理由があると区が認める場合等を除く。

３ 優先順位（基本指数と調整指数の合計が同一の場合の順位）

（１）利用者負担額の階層が生活保護受給世帯と同程度の世帯

（２）ひとり親世帯

（３）父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯

（４）保護者が、１か月以上の入院・常時病臥の場合【新設】

（５）保護者が身体障害者手帳１～４級、愛の手帳１～４度、精神障害者保健福祉手帳１～３級を所持する場合

（６）心身障害者手帳を有する児童【新設】

（７）区内の認可保育園に兄弟姉妹が在園している場合

（８）兄弟姉妹同時申込み（３人以上又は双子の世帯）の場合

（９）区内の認可保育園を入所希望月から６か月以上待機している児童

(10) 養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯【新設】

(11) 区在住期間が長い世帯

※ 次に該当する場合は優先順位を適用しない。

・入所希望月以前の１年以内に内定辞退したことがある場合、優先順位が適用されず同じ指数の中で最も順位が低くなる。

・在園児・卒園児に３か月以上の滞納がある世帯（滞納していることに理由があると区が認める場合等を除く）は、優先順位が適用されず同じ指数の中で上記内定辞退に該当する場合よりも後に順位づけされる。

Ⅱ　保護者が育児休業を取得する場合の取扱いについて

１　育児休業取得前にすでに保育園に通っているお子さんがいる場合

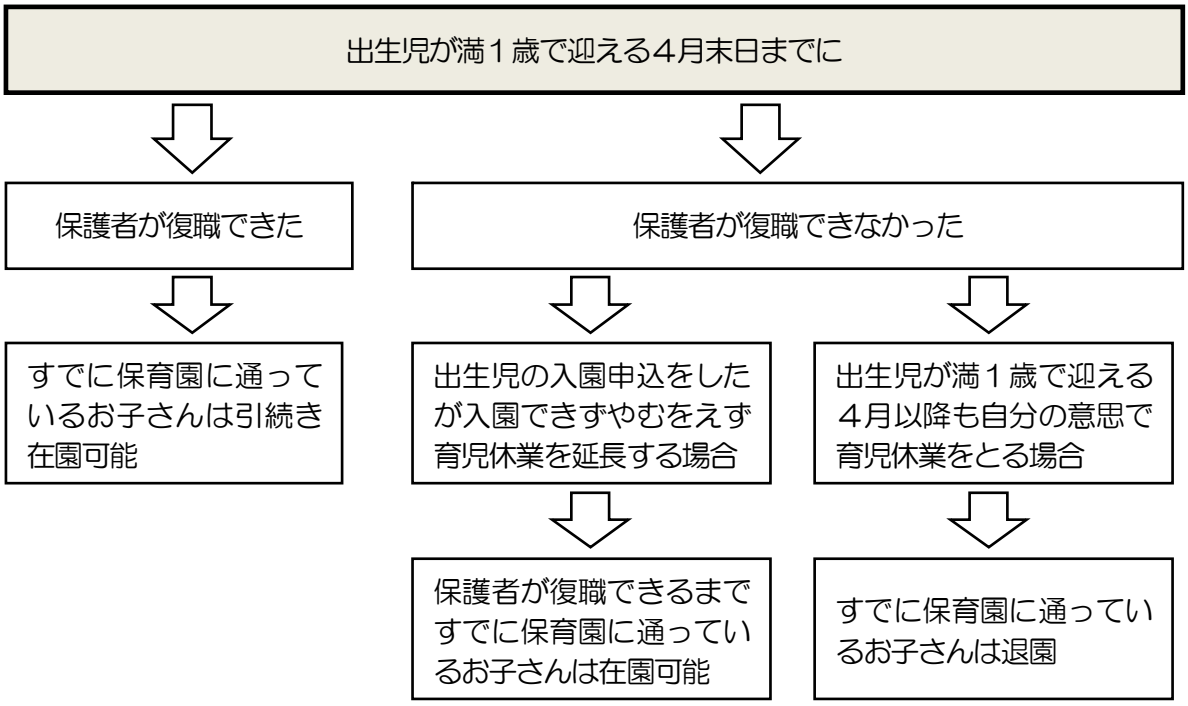

※育児休業取得時に、すでに保育園に通っているお子さんが４，５歳児クラスに在籍する場合は、次年度に小学校入学を控えるなどお子さんの発達上環境の変化に留意する必要があるため、引き続き通うことができる。

２　入園申込みをしていて待機中に次のお子さんの妊娠がわかった場合

（１）出産前後の期間（出産予定月の２か月前から出産後８週間を経過した日の翌日が属する月まで 以下同様）のみ上のお子さんの保育を希望する場合

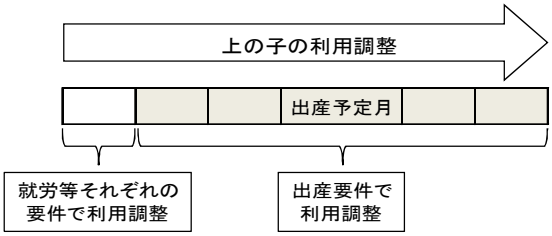

出産前後の期間のみ出産要件で利用調整を行う。

（２）出産前後の期間中に上のお子さんが入園できなかったが、出生児の産後休暇明けからも引き続き上のお子さんの保育を希望する場合

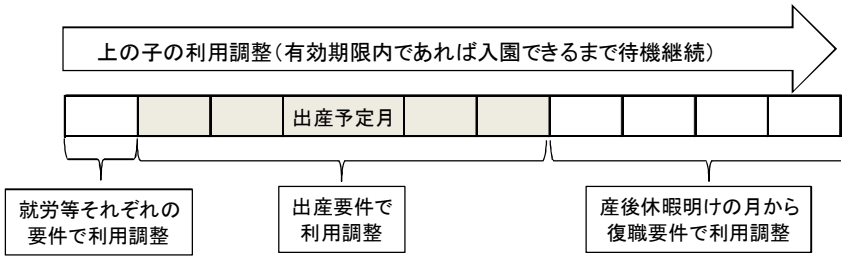

産後休暇明けの月から復職予定の勤務証明書を提出することで、上のお子さんはその月から復職要件で利用調整を行い、待機期間が継続される。

（３）出産前後の期間中に上のお子さんが入園できず、下のお子さんの育児休業を取得する予定だが、上のお子さんについては引き続き保育を希望する場合（上のお子さんの保育園が決まった場合に、育児休業を短縮してすぐに復職ができる場合）

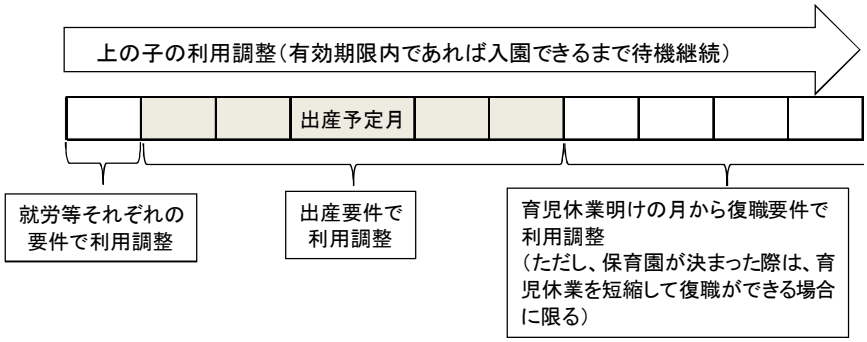

育児休業を短縮して復職できる勤務証明書を提出することで、復職要件で利用調整を行い、待機期間が継続される。

（４）出産前後の期間中に上のお子さんが入園できず、下のお子さんの育児休業を取得する予定だが、上のお子さんについては引き続き保育を希望する場合。（上のお子さんの保育園が決まった場合に、育児休業を短縮してすぐに復職ができない場合）

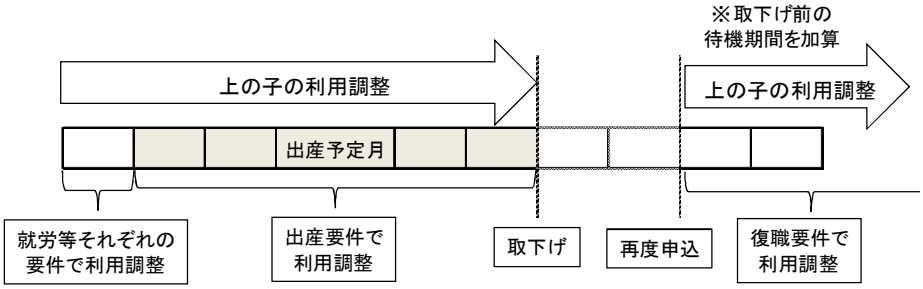

上のお子さんの保育園が決まった際に、復職ができないため申込みは取下げとなるが、再度申請をする際には、取下げ前の待機期間を加算して利用調整を行う。

【参考】保育所利用調整基準新旧対照表

基本指数（変更前）

番号	保護者の状況（同居の親族その他の者が児童の保育に当たれない場合）					選考指数
	類型	細目				
1	居宅外労働（居宅外自営を含む。）	常勤の者（労働日数がおおむね月２０日以上の者）		(1)	１日７時間以上の就労を常態	10
				(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	9
				(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	8
		非常勤の者（労働日数がおおむね月２０日未満の者）		(4)	週３日以上就労し、かつ、１日７時間以上の就労を常態	8
				(5)	週３日以上就労し、かつ、１日６時間以上７時間未満の就労を常態	7
				(6)	週３日以上就労し、かつ、１日４時間以上６時間未満の就労を常態	6
		その他		(7)	上記のほか、勤務の態様から保育に欠けると認められる場合	
2	居宅内労働	自営	中心者	(1)	１日６時間以上の就労を常態	9
				(2)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	8
			協力者	(3)	１日６時間以上の就労を常態	8
				(4)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	7
		内職		(5)	月間平均で１日６時間以上の就労を常態	7
				(6)	月間平均で１日４時間以上６時間未満の就労を常態	6
		その他		(7)	上記のほか、自営の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合	6
3	ひとり親家庭等			(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	10
4	出産・疾病・心身障害者	出産		(1)	出産前後休養のため保育に欠ける場合	6
		疾病	長期入院	(2)	１か月以上	10
			居宅内	(3)	精神性・感染性	10
				(4)	常時臥床	10
				(5)	安静（おおむね日中４時間以上就床）	8
				(6)	一般療養	6
		心身障害者		(7)	１級（度）・２級（度）	10
				(8)	３級（度）	8
				(9)	４級（度）	6
5	看護（介護）	入院患者等付添		(1)	週３日以上	10
				(2)	週３日未満	7
		施設通所等の長期付添		(3)	週３日以上	10
				(4)	週３日未満	8
		自宅療養		(5)	常時介護・重度介護	8
				(6)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	7
				(7)	一般療養	6
6	災害			(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	10
7	求職	決定		(1)	１日７時間以上の就労を常態	7
				(2)	１日４時間以上７時間未満の就労を常態	6
		未定		(3)	求職のため日中外出を常態	6
8	特例	就学等		(1)	不就労であるが、就学、技能習得のために現に保育に当たれない場合	
		その他		(2)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育に欠けると認められる場合	

備考　１　育児休業者の復職（入所実施予定日から１か月以内に復職する場合に限る。）の場合は、復職後の指数とする。

　　２　表中空欄の選考指数は、保育に欠ける実態に鑑み、その都度選考会議において決定する。

基本指数（変更後）

番号	保護者の状況					指数	保育の提供期間
	類型	細目					
1	居宅外労働	月２０日以上		(1)	１日７時間以上の就労を常態	20	就労をする期間
				(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	19	
				(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	18	
		月１６日以上		(4)	１日７時間以上の就労を常態	17	
				(5)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	16	
				(6)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	15	
		月１２日以上		(7)	１日７時間以上の就労を常態	14	
				(8)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	13	
				(9)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	12	
		その他		(10)	上記のほか、勤務の態様から保育に欠けると認められる場合		
2	居宅内労働	自営	中心者	(1)	１日７時間以上の就労を常態	19	就労をする期間
				(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	18	
				(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	17	
			協力者	(4)	１日７時間以上の就労を常態	17	
				(5)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	16	
				(6)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	15	
		内職		(7)	１日６時間以上とみなされる内職を常態	12	
				(8)	１日４時間以上６時間未満とみなされる内職を常態	11	
		その他		(9)	上記のほか、自営の態様から明らかに保育に欠けると認められる場合		
3	ひとり親家庭等			(1)	離婚（事実上の離婚を含む。）・死亡・行方不明・拘禁・未婚	20	必要な期間
4	出産・疾病・心身障害者	出産		(1)	出産前後休養のため保育に欠ける場合	12	５か月以内※
		疾病	長期入院	(2)	入院中・入院予定者（１か月以上）※入園月中に入院予定があるもの含む	20	必要な期間
			居宅内	(3)	常時臥床・精神性疾患・感染性疾患	20	
				(4)	安静（おおむね日中４時間以上就床）	16	
				(5)	一般療養	12	
		心身障害者		(6)	身体障害者手帳１～２級 愛の手帳１～３度 精神障害者保健福祉手帳１～３級	20	
				(7)	身体障害者手帳３級　愛の手帳４度	16	
				(8)	身体障害者手帳４級	12	
5	看護（介護）	入院・通院・通所付添い		(1)	月２０日以上かつ１日４時間以上の付添い	18	看護・介護を必要とする期間
				(2)	月１６日以上かつ１日４時間以上の付添い	15	
				(3)	月１２日以上かつ１日４時間以上の付添い	12	
		自宅療養		(4)	常時介護・重度介護	18	
				(5)	随時介護（身の回りの事はある程度出来るが、しばしば介助が必要）	15	
				(6)	一般療養	12	
6	災害			(1)	災害等による家屋の損失、その他災害復旧のため保育に当たれない場合	20	必要な期間
7	求職	就労内定		(1)	１日７時間以上の就労を常態	13	１か月
				(2)	１日６時間以上７時間未満の就労を常態	12	
				(3)	１日４時間以上６時間未満の就労を常態	11	
		未定		(4)	求職のため日中外出を常態	11	３か月
8	就学等	通学・通所		(1)	学校教育法に定める学校等や職業訓練施設に通学・通所している場合	番号１を準用	通学が終了する月の末日まで
9	特例	その他		(1)	前各号に掲げるもののほか、明らかに保育が必要と認める場合		必要な期間

※出産予定月とその前２か月及び、出産日から起算して８週間を経過する日の翌日が属する月の末日まで

・就労時間は規則に基づく実労働時間とし、休憩・残業・通勤時間は含まれません。
・保護者が保育にあたれない要件が２つ以上ある場合は、主たる要件の指数を適用します。
・番号２の内職は概ね週３日以上かつ１日実働４時間以上の就労の場合に限ります。
・番号３は戸籍謄本のほか児童扶養手当受給者証や実態調査などにより客観的に状況が確認できた場合に適用します。
・番号４は具体的に保育できない状況が確認できた場合に限ります。
・番号５は原則として同居親族の介護・看護の場合です。
・就労日数・時間が少ない場合や実績が確認できない場合は番号７を準用します。
・番号８の職業訓練施設とは、職業能力開発促進法に規定する公共職業能力開発施設・職業能力開発総合大学校および職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律に規定する職業訓練を行う施設をいいます。
・産後休暇または育児休業から復職予定の場合は、雇用契約上の就労日数及び就労時間により判断します。
・出産要件とそれ以外の要件が重複した場合は、出産要件が適用されます。

【参考】保育所利用調整基準新旧対照表

調整指数（変更前）

番号	児童を取り巻く環境等特殊な事情	調整指数
1	ひとり親世帯の場合	+3
2	生活に困窮している場合	+2
3	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	+1
4	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	+1

調整指数（変更後）

番号	条件	指数	
1	社会的養護が必要な場合(虐待やDV)	世帯に加算	+7
2	ひとり親世帯	世帯に加算	+5
3	生活保護受給中の場合	世帯に加算	+4
4	生計中心者の失業により、就労の必要性が高い場合	世帯に加算	+4
5	育児休業の取得により、一時退園し、育休明けに再度入園の場合	再申込児に加算	+4
		再申込児の弟・妹に加算	+2
6	兄弟姉妹が既に入所している保育園への入所を希望する場合	申込児に加算	+3
7	兄弟姉妹ともに入所を希望する場合	世帯に加算	+1
8	申込児を家庭福祉員に預けている場合(2歳児クラス以降の加算は2歳児クラスの4月入園から適用)	0・1歳児クラス申込児に加算	+1
		2歳児クラス以降申込児に加算	+3
9	申込児を地域型保育事業(家庭福祉員以外)の保育施設に預けており、3歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入園から適用)	申込児に加算	+3
10	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を認証保育所に預けており、定員に制限があるといった理由から3歳児クラスから区内の認可保育所への入所を希望する場合(3歳児クラスの4月入園から適用)	申込児に加算	+3
11	就労等（育児休業中を除く）の理由により申込児を無認可保育施設等(認証保育所除く)に申込締切日現在2か月以上有償（週3日以上かつ1日4時間以上の月極契約）で預けている場合	申込児に加算	+3
12	自宅内自営で、危険物を扱う業種の場合	世帯に加算	+2
13	転入予定者で住所(転入先)が確認できる不動産関係の契約書等がない場合	世帯より減算	-2
14	保育料の滞納が3か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-5
15	保育料の滞納が6か月以上ある場合(卒園児含む)	世帯より減算	-10

・番号6と番号8～11が重複した場合は番号6を適用します。

・番号8～11は施設が発行した受託証明書を締切日までに提出された場合に適用します。

・番号14・15は正当な理由により滞納していると区が認める場合を除きます。

優先順位（変更前）

番号	世　帯　の　状　況	備　　考
1	所得の低い世帯（世帯収入が低く就労が生計費を得るために必要と認められる世帯を優先。）	階層区分Ａ・Ｂ・Ｃ・Ｄ４（生活保護費受給世帯と同程度）
2	ひとり親世帯	母子又は父子世帯
3	兄弟姉妹在園	区内の認可保育園に在園している場合
4	多子	未入所児が３人以上又は双子の世帯で低年齢児がいる世帯から優先
5	父又は母が単身赴任となった世帯	
6	既に保育所に入所している児童の保育料の滞納がない世帯	区内の認可保育園に在園していて、３か月以上の滞納がない世帯
7	保護者が、入院・常時病臥の場合	１か月以上の入院・常時病臥
8	３級以上の身体障害者手帳を所持する場合	障害の重い者優先
9	待機期間の長い世帯	区内の認可保育園を入所希望月から６か月以上待機している世帯
10	区在住期間が長い世帯	

優先順位（変更後）

番号	状況
1	利用者負担額の階層が生活保護費受給世帯と同程度の世帯
2	ひとり親世帯
3	父又は母が会社命令による単身赴任となった世帯
4	保護者が、1か月以上の入院・常時病臥の場合
5	保護者が身体障害者手帳1～4級、愛の手帳1～4度、精神障害者保健福祉手帳1～3級を所持する場合
6	心身障害者手帳を有する児童
7	区内の認可保育園に兄弟姉妹が在園している場合
8	兄弟姉妹同時申込み（3人以上又は双子の世帯）の場合
9	区内の認可保育園を入所希望月から6か月以上待機している児童
10	養育している子ども（小学生以下）の人数の多い世帯
11	区在住期間が長い世帯

◎次に該当する場合は優先順位を適用しません

1　入所希望月以前の1年以内に内定辞退したことがある場合、優先順位が適用されず同じ指数の中で最も順位が低くなります。

2 在園児・卒園児に3か月以上の保育料の滞納がある世帯(正当な理由により滞納していると区が認める場合を除く)は、優先順位が適用されず同じ指数の中で上記1に該当する場合よりも後に順位づけされます。